

1 目的

令和8年度小田原市外国語指導助手派遣を実施するに当たり、本市における外国語教育と国際理解教育のさらなる充実を図るため、公募型プロポーザル方式により、高い専門的知識、豊富な業務実績等を有する優れた受託者を選定しようとするものである。

2 業務概要

(1) 件名 令和8年度小田原市外国語指導助手派遣

(2) 業務目的

本業務は、国際理解教育と外国語教育を推進するため、市立幼稚園、小中学校に外国語指導助手（以下「ALT」という。）を配置し、生きた英語を活用し、海外の文化を体感する学習活動を通して、児童生徒の英語のコミュニケーション能力を育成することを目的とするもので、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）に基づく労働者派遣事業として実施する。

(3) 業務内容

受注者の実施する業務

①幼稚園・小学校・中学校へのALT派遣業務

②上記の業務を円滑に履行するために必要な次の業務

- ・総責任者、担当者の選任
- ・教育委員会、学校及びALTの連絡調整
- ・教育委員会及び学校への年2回以上の定期的な巡回訪問
- ・教育委員会及び学校の要望に応じた臨時訪問
- ・ALTの業務遂行状況の把握及び評価
- ・ALTに対する学習指導要領に基づくカリキュラム及び指導法に係る研修、その他業務遂行に必要な研修の実施
- ・教員に対するALTの活用や外国語教育等に係る研修の実施
- ・ICTを活用した、海外等の遠隔地とのオンライン交流授業や英会話活動等の実施
- ・ALTに係る学校からの要望や苦情等への対応
- ・ALTの勤務管理及び欠勤・遅刻等がある場合の教育委員会及び学校への事前報告と代行の手配
- ・ALTが学校の指揮命令に忠実に従い、学校の規律及び施設管理上の規則等を遵守するための適切な措置
- ・ALTが使用する教材及び授業プランの提供並びに指導方法への助言
- ・報告書等の提出
- ・労働者派遣法により受注者に義務付けられている諸手続き

ALT（派遣労働者）の実施する業務

- ・小学校の外国語、外国語活動の授業における教員とのチーム・ティーチングの実施
- ・中学校の外国語の授業における教員とのチーム・ティーチングの実施
- ・幼稚園における幼児期にふさわしい国際理解教育の実施
- ・教員等との指導内容、方法等についての事前打ち合わせ
- ・学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案等の作成及び提供
- ・英語学習の教材作成及び児童生徒の評価の補助
- ・ICTを活用した、海外等の遠隔地とのオンライン交流授業や英会話活動等の実施
- ・外国語、外国語活動、英語の授業以外の時間及び学校内外の行事における指導の補助
- ・発注者の主催する研修会への協力
- ・英語発表会参加者や英語の外部試験受験者に対する指導の補助
- ・昼食時間、休み時間、部活動等における児童生徒との交流活動
- ・教員等に対する教授手法、翻訳、通訳等の支援

・その他、発注者と受注者との協議により決定した業務

- (4) 業務期間 令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで
(教育の継続性から、令和8年度中の業務内容等の評価に基づき、令和8年(2026年)4月1日から3ヵ年以内に限り契約を更新する場合がある。)
- (5) 上限額 41,750,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
(令和8年度以降において、当該契約にかかる小田原市の歳出予算に変更があった場合、契約内容を見直す場合がある。)

3 実施形式

公募型プロポーザル

4 参加資格要件

次の要件を満たす法人その他の団体(以下、「法人等」という。)であって既存のものであること。なお、要件の基準日は書類提出日とする。ただし、書類提出後であっても備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には失格とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 小田原市契約規則(昭和39年規則第22号)第5条の規定に該当する者であること。
- (3) 市若しくは他の地方公共団体又は国から指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 令和4年度から令和6年度の間に、地方公共団体における外国語指導助手の派遣実績を2件以上有すること。
- (6) 小田原市競争入札参加資格者名簿(労働者派遣業務)に登録されている者であること。なお、登録されていない場合は、参加申込書の提出期限までに「かながわ電子入札共同システム/資格申請システム」において申請を行うこと。(当該業務に係る営業種目において、優先交渉権者を選定する期日までに登録が完了すること。)

5 参加申込

(1) 提出資料

書 類	備考
(様式1) 誓約書	・代表者印を押印すること。
(様式2) 参加申込書	・代表者印を押印すること。
(様式3) 業務実績確認書	・令和4年度から令和6年度の間に、公募開始日時点の内容を記入する。 ・複数の実績がある場合には、発注者1件ごとに1枚に記載し、3件まで提出できるものとする(本業務と同規模以上、かつ、同一の相手方でない契約の実績があることが望ましい。) ・業務実績に記入した業務について、契約書(鑑)の写しを添付すること。
(様式4) 会社概要	・欄内に示しきれない場合は、別紙での提出も認める。 ・次の書類(又はその写し)を添付すること。 ①前年度の法人事業税の納税証明書(写し可) ※都道府県で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額が0であるものに限る。 ②前年度の法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある納税証

	明書（その１）（写し可） ※税務署で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるものに限る。 ③市税完納証明書（写し可） ④直近３年度分の貸借対照表（写し可） ⑤直近３年度分の損益計算書（写し可） ⑥直近３年度分の株主資本等変動計算書（写し可） ⑦直近３年度分のキャッシュ・フロー計算書（写し可） ・応募者が、かながわ電子入札共同システムに未登録の場合は、以下の書類も添付すること。（各１部） ①定款及びその他の規約（写し） ②履歴事項全部証明書（登記簿謄本） ※３か月以内に発行されたもの ③営業証明書 ※３か月以内に発行されたもの ④印鑑証明書（写し可）
（様式５） 業務実施体制 （配置従事者）調書	・本業務を担当する従事者３名以内を記入する。 ・当該配置従事者は、死亡、傷病、退職等の極めて特別な理由が生じた場合を除き、原則、変更は認めない。 ・業務実績は、過去１０年間に於いて（平成２７年度から令和６年度まで）において、該当の従事者が携わった、地方公共団体における外国語指導助手の派遣業務実績を記入する。 ・業務実績の立場は、当該業務での役割を記入する。

（２）提出期限

令和７年（２０２５年）１１月５日（水）午後５時までに直接持参又は郵送（書留郵便等確実な方法に限る。）により提出すること。持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前９時から午後５時までの時間とする。また、郵送の場合は提出期間中必着とする。

（３）提出先 小田原市教育委員会 教育指導課 外国語教育担当

住所：〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

電話：0465-33-1730

（４）参加資格要件の確認結果

令和７年（２０２５年）１１月１２日（水）までに「参加資格審査結果通知書」（様式６）により、電子メールで通知する。また、資格を有すると認められなかった理由の説明を求めることができる期間は、１１月１２日（水）から１９日（水）までとする。

6 質疑・回答

本案件の業務内容等に関して不明な点がある場合は、質問書（様式７）を次のとおり提出すること。

（１）提出期限

令和７年１０月２１日（火）午後５時までに郵送（書留郵便等確実な方法に限る。）又は電子メールにより提出すること。また、郵送の場合は提出期間中必着とし、電子メールを送信した際は、市担当者にその旨を電話連絡すること。

（２）提出先 小田原市教育委員会 教育指導課 外国語教育担当

住所：〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

電話：0465-33-1730

E-mail：kyo-labo@city.odawara.kanagawa.jp

(3) 回答

受け付けた質問及び質問に対する回答は、令和7年10月28日（火）に出された質問事項全てを取りまとめて小田原市のホームページに掲載する（回答には会社名は表示しない）。ただし、質問の内容によって本プロポーザルによる候補者選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

7 企画提案書等

本プロポーザルに参加する事業者は次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出資料

書 類	部 数
(任意様式) 企画提案書 ・ 次の①から④について具体的な提案を行うこと。 ①ALTの採用体制、研修体制 ②管理体制（労務管理、危機管理、相談・連絡） ③教材等の研究開発、効果的な指導法の提案 ④ALTの活用、サービスの提供、社会・地域貢献 ・ これ以外にも、本業務の目的を達成する上で有効な提案があれば記載すること。	1部（社名、押印あり） 12部（社名、押印なし）
(様式8) 費用見積書	

(2) 企画提案書作成要領

- ア 用紙は、A4判両面使用・縦型・横書・左綴じ（A3判は折込）とすること。
- イ ページ番号は表紙を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- ウ 企画提案書は、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。また、専門用語を使用するときは、注釈を付すこと。
- エ 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨とすること。
- オ 企画提案書には、提出部数13部のうち1部を除き、法人名、ロゴマーク等、応募者が特定される表示は一切しないこと。

(3) 提出の期限

令和7年（2025年）11月27日（木）午後5時までに直接持参又は郵送（書留郵便等確実な方法に限る。）により提出すること。持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までの時間とする。また、郵送の場合は提出期間中必着とする。

(4) 提出先

参加申込提出先に同じ。

8 審査の方法

(1) 審査委員会

「令和8年度 小田原市外国語指導助手派遣に係るプロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）の委員が、提出された企画提案書及びプレゼンテーション審査会での内容を基に審査する。

(2) プレゼンテーション審査会

- ア 日時 令和7年（2025年）12月9日（火） ※時間は別途通知する。

イ 場所 小田原市役所6階 602会議室

ウ 実施方法

- ・プレゼンテーションは、パワーポイント等を用いて、20分以内で説明するものとし、質疑応答は15分程度とする。なお、プレゼンテーションで使用する資料は、提出資料（企画提案書等）に記載した内容に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。
- ・参加事業者によるプレゼンテーションの後、質疑応答を行う。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答は、非公開で行う。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答においては、「A社」「B社」等、参加事業者名を伏せて行う。
- ・プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意するが、パソコン及びケーブル等は持参すること。
- ・プレゼンテーションの時間はタイムキーパーが計測し、終了5分前には、進行役からその旨を告知する。

(3) 評価方法

ア 優先交渉権者の選定は、企画提案書等評価及び価格点により行う。

イ 企画提案書等評価は、委員会が提出資料及び企画提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングにより行う。

ウ 価格点は、費用見積書により算出する。

エ 企画提案書等評価及び価格点に配分する得点は次のとおりとする。

評価項目	評価配点	ウェイト	備考
企画提案書等評価	640点	80%	80点×8人
価格点	160点	20%	
総合計	800点	100%	

※評価項目及び配点の詳細は、別紙評価基準表のとおり

(4) 優先交渉権者の選定

ア 各評価点数を合計し、最高得点者を優先交渉権者とし、最高得点者の次の高得点者を次点交渉権者として選定する。最高得点者又は次点交渉権者が複数の場合は、委員会の総合的な審査により優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

イ 委員会の委員の半数以上から、評価項目のいずれか同一の項目において0点と評価された者は、失格とする。

ウ 総合評価点が満点の60%に満たない者は、失格とする。

(5) 審査結果通知

審査の結果は、令和7年（2025年）12月19日（金）までに「プロポーザル審査結果通知書」（様式9）により、郵送で通知する。優先交渉権者として選定されなかった参加事業者が理由の説明を求めることができる期間は、12月19日（金）から25日（木）までとする。

(6) 審査結果の公表

令和8年（2026年）1月9日（金）に優先交渉権者名、次点交渉権者名を、市ホームページ上で公表する。

9 契約の締結

(1) 契約締結の手続き

優先交渉権者から示された提案書及び費用見積書の内容・金額を派遣業務内容の基本とし、業務仕様及び契約の詳細を協議の上、受託事業者として決定し派遣業務契約を締結するものとする。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。

(2) 契約保証金

小田原市契約規則による。

10 スケジュール

プロポーザル方式の実施の公表	令和7年10月7日（火）
質疑書の提出期限	令和7年10月21日（火） 午後5時まで
質疑書に対する回答期限	令和7年10月28日（火）
参加申込等の受付期限	令和7年11月5日（水） 午後5時まで
参加資格の審査・審査結果の通知	令和7年11月12日（水）
参加資格審査結果問い合わせ期間	令和7年11月12日（水）～19日（水）
企画提案書等の提出期限	令和7年11月27日（木） 午後5時まで
プレゼンテーション審査会	令和7年12月9日（火）
プロポーザル審査結果の通知	令和7年12月19日（金）
プロポーザル審査結果問い合わせ期間	令和7年12月19日（金）～25日（木）
評価及び選定結果等の公表	令和8年1月9日（金）～
契約の締結	令和8年1月下旬 予定

11 失格

次の項目に一つでも該当するときは、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていないとき。
- (2) 一つの事業者が複数参加申込みをしたとき。
- (3) 実施要領に示した内容に適合しないとき。
- (4) 所定の日時及び場所においてプレゼンテーションを行わないとき。
- (5) 提出書類やプレゼンテーション又はヒアリングの内容に虚偽の記載又は発言があったとき。
- (6) 見積金額が上限を超えているとき。
- (7) 本プロポーザルに参加する者又はその関係者が、委員会の委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を妨げる行為をしたとき。
- (8) その他、本件プロポーザルに関する条件に違反したとき。

12 その他

- (1) 採用になった提案について、協議の上、内容及び金額を一部変更する場合がある。
- (2) 本プロポーザルの参加に係る一切の費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (3) 提出されたすべての資料の所有権は小田原市に帰属し、提出書類は採否のいかんに関わらず返却しない。
- (4) 市は、提出された書類について、小田原市情報公開条例の規定による請求に基づき第三者に開示することがある。
- (5) 優先交渉権者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (6) 提出後の参加申込書及び企画提案書等の修正又は変更は、認めないものとする。
- (7) 参加表明後に参加を辞退する場合は、その旨を明記した文書（任意様式）を提出すること。
- (8) 電子メール等の通信事故について、小田原市は一切の責任を負わないものとする。

13 応募及び手続きの問い合わせ先

小田原市教育委員会 教育部 教育指導課 外国語教育担当

住所： 〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

電話： 0465-33-1730 F A X : 0465-32-7855

E-mail : kyo-labo@city.odawara.kanagawa.jp